

庁議等付議事案調書

開催日 令和 3 年 5 月 1 4 日

局部名 市民局市民自治推進部

I 会議名 庁議 政策会議

II 付議事案名 (仮称) 千葉県客引き行為等の防止に関する条例の制定について

III 付議目的 方針決定 協議 報告 その他 ()

1 決定事項

- (1) 繁華街で横行する「客引き行為等」を防止するため、「(仮称) 千葉県客引き行為等の防止に関する条例」を別紙 1 の考え方に基つき制定するとともに、禁止区域については、千葉県警察等の意見をふまえ、別紙 2 のとおりとする。
- (2) 条例を実効性のあるものとするため、別紙 3 のとおり実施体制を整備し、千葉県警察や地域の関係団体と協力し客引き防止対策の取組みを進める。

2 庁議（政策会議）に付議する理由・背景

「(仮称) 千葉県客引き行為等の防止に関する条例」については、千葉県警察、地域の関係団体との協議及び先行自治体の状況分析等を踏まえた客引き防止に効果的な規制を設けることとし、体制整備を含む実効的な取組を実施していく必要があるため。

7 添付資料

別紙1：客引き行為等の防止に関する条例の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4頁
別紙2：客引き行為等禁止区域図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5頁
別紙3：客引き行為等の防止に関する取組み及び実施体制・・・・・・・・・・ 6頁

客引き行為等の防止に関する条例の概要

項目	概要
目的	<p>業種の指定なく客引き行為等を禁止し、<u>風営法と県条例が規制できない居酒屋やカラオケ店等の客引き行為等を防止</u>することで、<u>安心して公共の場所を通行できる環境を確保し、安全で安心なまちづくりを進める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風営法：風俗営業者に対し、接待飲食店・性風俗店（風俗営業）に関する客引きを禁止 ・ 県条例：何人に対しても、接待飲食店・性風俗店に関する客引き、勧誘、客待ち（規制区域内における、公衆に不安・迷惑を覚えさせるようなもの）及び執ような客引き（業種の指定なし）を禁止 ・ 市条例（案）：何人に対しても、客引き、客待ち、勧誘行為及び勧誘待ち行為を禁止（業種の指定なし）
定義	<p>公共の場所で行われる下記①～④を「客引き行為等」とする。</p> <p>①客引き行為：通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、客になるよう誘う行為 ②客待ち行為：客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為 ③勧誘行為：通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するよう勧誘する行為 ④勧誘待ち行為：勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為</p>
禁止内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「客引き行為等禁止区域内」での客引き行為等を禁止する。 ・ 禁止区域の指定は、千葉県警察、地域関係団体の意見聴取等により行う。（禁止区域は告示） ・ 禁止区域外における客引き行為等は行わないよう努める。
客引きへの対応（禁止区域）	<p> 禁止行為 → 違反 → 勧告 → 違反 → 命令 → 違反 → 過料 / 公表 </p> <p>※必要に応じて立ち入り調査等実施 ※過料処分を受けた者が再び違反行為を行った場合は即命令とする。</p>
施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、千葉県警察、地域の関係団体と連携し、実効性を確保するための方策を行う。 ・ 市は、千葉県警察への協力依頼及び情報共有を行う。 ・ 事業者は、「客引き行為をしない旨の申出書」を提出し、市が交付する協力店舗の標章等のステッカーを貼付する。 ・ 事業者は、客引き行為等による客の立入りをさせない。 ・ 土地建物提供者は、事業者との賃貸借契約の際に、客引き行為等を行わない旨を約させるよう努める。 ・ 市は、土地建物提供者へ違反者の情報を提供する。 ・ 違反者が命令に従わない場合は、5万円以下の過料を科すとともに、違反行為をさせた者に対しても科す。

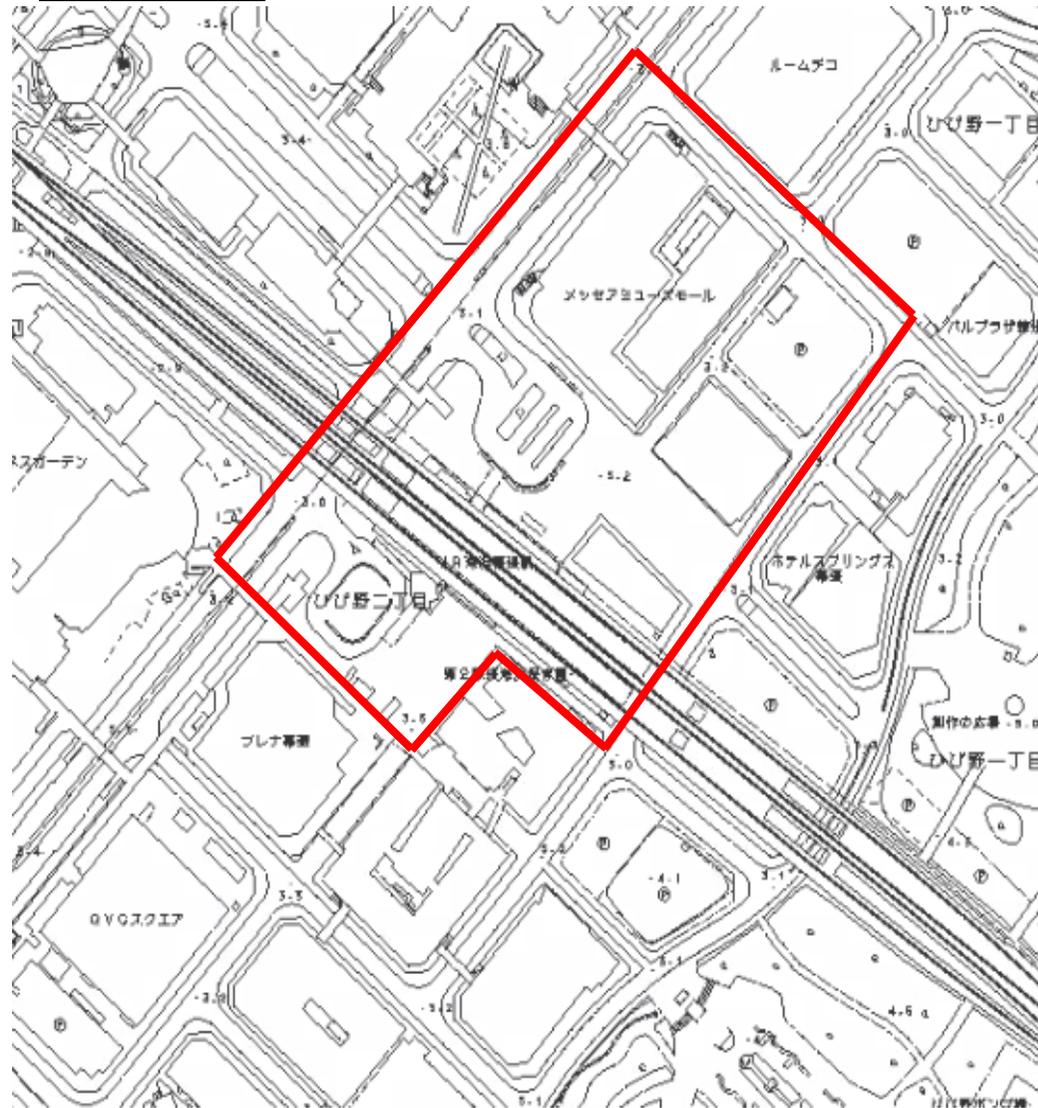
客引き行為等禁止区域図

富士見地区



- 中央区新千葉1丁目1番
- 中央区富士見1丁目・2丁目
- 中央区本千葉町（1番から7番、14番から16番）

海浜幕張駅周辺



- 美浜区ひび野1丁目・2丁目の一部

客引き行為等の防止に関する取組み及び実施体制

1 地元関係団体との協議内容と今後の取組み

(1) 協議の経緯

ア 富士見地区

令和3年2月に「富士見地区環境整備連絡協議会」が開催され、市から条例の主な規定事項の案と、地元と市の協力した取組みが必要になることを説明し、協議を行った。

条例の制定と、地元と市が協力して取り組んでいくことについて、賛同を得た。

イ 海浜幕張駅周辺

①幕張新都心まちづくり協議会（MMK）

令和3年1月と2月に、条例の主な規定事項の案と、地元と市の連携した取組みが必要になることを説明し、意見交換を行った。条例の制定と、地元と市が協力して取り組んでいくことについて、賛同を得た。

②幕張ベイタウン協議会、幕張新都心ホテル協議会、幕張ベイパークエリアマネジメント（B—P a m）

令和3年3月と4月に、条例の主な規定事項の案と、地元と市の協力した取組みが必要になることを説明し、意見交換を行った。条例の制定と、地元と市が協力して取り組んでいくことについて賛同を得た。

(2) 地元関係団体との協力による取組み

- ・ 合同パトロールの実施
- ・ 商店会の街頭放送設備による啓発放送
- ・ チラシ配布等の街頭啓発
- ・ 事業者からの「客引き行為をしない旨の申出書」の提出、協力店舗の標章等のステッカーの交付 等

2 客引き行為等の規制に関する千葉県警察との協議

(1) 協議の経緯

令和3年1月と4月に、条例の主な規定事項の案を説明し、客引き行為等の防止における連携について協議した。市との連携及び禁止区域の範囲について、異論はなかった。

(2) 千葉県警察との連携について

市は、県条例の規制の対象としていない業種（居酒屋、カラオケ店等）への対応を重点的に行い、千葉県警察は性風俗店や接待飲食店の客引きへの対策を強化すること、また、客引きの状況等の情報共有で連携することについて、了承を得た。

3 客引き行為等防止のための体制

客引き行為等禁止区域内において、客引き行為等を行った者（又は行わせた者）に対する指導等を行う指導員を配置する。

(1) 配置人数

- ①指導員の統括 1名（現職警察官）
- ②指導員 9名（警察官OB）※富士見地区：3名／班×2、海浜幕張駅周辺：3名／班×1

先行自治体の状況から、条例施行の当初からの十分な客引き指導体制を確立することが必要。

- ・多くがプロの客引き行為者であり、現職の警察官及び警察官OBの指導員を配置する。
- ・客引き行為者は複数で立っている場合が多いことや、違反行為への指導によるトラブルの発生も懸念されることから、指導体制も複数での対応とする。行為者への対応のほか、客引きされた人からの聞き取り、現場の通行確保、また不測の事態の緊急連絡等をふまえ、3名で対応する。（先行自治体も、概ね3名で対応。）

(2) 業務内容

- ①指導員の統括 指導員の指揮、違反行為者に対する指導の支援、不測の事案への対応
- ②指導員 客引き行為を防止するための指導、啓発

(3) 勤務時間

- ①指導員の統括 1 3時15分～2 2時00分
 - ②指導員 1 6時30分～2 2時00分
- } 週5日（火曜日～土曜日）

(4) 人件費（見込み）

- ①指導員の統括 今後調整
- ②指導員 約35,000千円（今後調整）

4 今後のスケジュール

- 令和3年 5月～ 地域の関係団体及び千葉県警察等関係機関との協議継続
- 6月 議会への説明
- 条例案のパブリックコメント手続
- 9月 令和3年第3回定例会への上程
- 10月 条例議案の可決
- 客引き防止対策の周知啓発
- 令和4年 4月 条例施行